

(一社)宮城県サッカー協会 危機管理対応の考え方

ここでは、地震等の自然災害の発生時を念頭に、宮城県サッカー協会（以下「協会」という。）主催事業における対応の考え方を示すものである。

災害等への対応については、平時からの備えが重要であることは言うまでもないことであり、事業運営に当たっては、スタッフや審判団はもとより施設管理者と連携を図り、選手・観客等関係者の安全確保を第一に行動を取られたい。

なお、本稿は宮城県内での主催事業についての考え方を示すものであり、県外での活動については、主催者の指示に従い行動するものとする。

また、加盟チームにおいては、試合のみならず日常の活動についても、各々安全管理体制を確立し、活動するよう努められたい。

1. 主催事業

さまざまな会場を使用して開催される、協会主催の公式試合、練習活動（以下「事業」という）等については、施設管理者との連携を図り、安全を確保すること。

(1) 地震

- ①緊急地震速報が発表された場合は、自治体の防災無線やスマートホンで認知できる。発表後、直ちに事業を中断し、安全を確保する。試合中であれば審判団が中断する。選手はゴールの転倒や落下物を避け、グラウンド中央付近で安全確保。観客等にはスタッフから、落ち着いた行動を呼びかける。
- ②避難誘導が必要な場合は、施設管理者の指示に従い、誘導する。
なお、管理者不在の場合に備え、あらかじめ誘導場所・避難場所等を確認しておくことが望ましい。
- ③揺れがおさまった後、情報が更新されるまで試合は再開しない。
- ④試合会場の震度が小さくとも、津波注意報・警報発令の可能性や関係者の帰路の確保が重要となることから、
 - *県内で震度5弱以上が観測された場合は同日のその後事業は実施しない。
なお、試合の場合、成立要件等は、大会要項等で定めるものとする。
 - *県内の最大震度が震度4以下の場合については、施設の安全が確認され、管理者から承認を得られれば再開を可とする。ただし、県内沿岸に津波注意報・警報が発令された場合は、次項に定めるとおりとする。
 - *事業開始前に発生した場合も同様の対応とする。
例えば事業前日の発災等、事業開始までに相当の時間がある場合は、施設の安全確認、参加者の安全確認が行われた上で、実施可能の判断ができるものとする。
- ⑤緊急地震速報が発表されない地震の場合でも、認知できれば一旦事業を中断し、以降の情報により安全が確認できれば再開できるものとするが、その後、津波注意報・警報等が発令された場合は、次項により対応する。

(2) 津波注意報・警報

- ①県内沿岸に津波注意報・警報が発令された場合は、直ちに事業を終了し、以降の事業についても注意報・警報が解除されるまで実施しない。
- ②会場が沿岸部である場合は、人命の安全を最優先とし、むやみに解散せず、施設管理者の指示に従い、避難等適切な対応を取ること。
- ③会場が沿岸部でなくとも、選手・観客等参加者に沿岸部居住者がいる可能性があるの
で、終了後の帰宅については十分注意するよう伝達する。

④事業開始前に津波注意報・警報が発令されている場合は、解除されるまで実施しない。

(3) 雷

①JFAが定める「サッカー活動中における落雷事故防止対策について」に沿った行動を行う。

②具体的には、

- ・雷注意報の発令状況や周辺での兆候など、ナウキャスト等の専門的なウェブサイト
で常時天候情報を確認すること。
- ・活動中、活動前に関わらず、危険・兆候が確認されたら、躊躇なく中止する。
- ・避難場所を確認すること。

③中断からの再開については、雷活動（雷光、雷鳴）が止んでから概ね30分を経過したのちに再開するものとする。

④雷活動が止む予想が立てられない状況が続き、日没等により続行が不可能と判断される場合は、その日の事業を終了する。

試合等の成立要件は、大会要項等で定めるものとする。

以上